

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

一般給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務			栄養士 保育士 介護士 事務員 技術員 保健師 計	2 22 2 44 7 1 78			一般職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	78	8.7%	主事 技師 栄養士 保育士 介護士 保育教諭 保健師 計	165 27 10 68 2 5 7 284	362	40.3%	
3級	主任の職務			主査 主任 消防主任 計	6 185 2 193	193	21.5%	主任級
4級	係長の職務	193	21.5%	係長 副主幹 副園長 主査 計	80 1 3 13 97	97	10.8%	係長級
5級	副課長の職務	97	10.8%	場長 総括専門員 園長 所長 副所長 場長 館長 公民館主事 専門員 副課長 次長 副園長 副主幹 係長 総括主査 監理主査 計	1 1 1 4 1 1 1 1 8 24 1 11 28 1 16 11 111	111	12.3%	副課長級
6級	課長の職務	111	12.3%	参事 課長 所長 場長 寮長 室長 支所長 総括専門員 主幹 園長 指導主事 特別支援教育指導員 育成科長 計	1 39 2 1 1 6 3 9 30 13 2 1 1 109	109	12.1%	課長級
7級	部次長の職務	109	12.1%	事務局長 次長 教育次長 政策監 会計管理者 参事 計	4 8 2 1 1 3 19	19	2.1%	次長級
8級	部長の職務	19	2.1%	部長 所長 消防長 計	6 1 1 8	8	0.9%	部長級
	合計	899	100.0					

※再任用短時間職員を含む

消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	41	18.2%	係員	41	41	18.2%	一般職員
				計	41			
2級	消防士長の職務	75	33.3%	主任	48	75	33.3%	主任級
				副主任	27			
				計	75			
3級	消防司令補の職務	24	10.7%	係長	21	24	10.7%	係長級
				主任	3			
				計	24			
4級	消防司令の職務	41	18.2%	副主幹	5	41	18.2%	副課長級
				係長	36			
				計	41			
5級	困難な業務を行う消防司令の職務	30	13.3%	課長	10	30	13.3%	課長級
				所長	2			
				主幹	18			
				計	30			
6級	1 消防監の職務 2 消防司令長の職務	14	6.2%	次長	1	14	6.2%	次課長級
				課長	4			
				署長	4			
				副署長	4			
				主幹	1			
				計	14			
合計		225	100.0%					

医療職給料表（1）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	0	0.0%	—	—	0	0.0%	一般職員
				計	0			
2級	医長の職務	0	0.0%	—	—	12	21.8%	課長級
3級	部長の職務	12	21.8%	部長	3			
4級	1 副院長の職務 2 医療局長の職務 3 主任部長の職務	42	76.4%	理事	1	42	76.4%	次長級
				副院長	2			
				医療局長	2			
				主任部長	30			
				部長	7			
				計	42			
5級	病院長の職務	1	1.8%	院長	1	1	1.8%	部長級
				計	1			
合計		55	100.0%					

医療職給料表（2）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	診療放射線技師、臨床検査技師その他の職員で市長の定めるもの（以下「診療放射線技師等」という。）の職務	2	2.4%	臨床検査技師 診療情報管理士 計	1 1 2			
2級	1 薬剤師の職務 2 臨床心理士の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う診療放射線技師等の職務	24	28.9%	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 診療情報管理士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士 視能訓練士 言語聴覚士 臨床工学技士 臨床心理士 計	3 3 9 1 2 1 1 1 1 1 1 1 計	50	60.2%	一般職員
3級	副主任の職務	24	28.9%	副主任薬剤師 副主任診療放射線技師 副主任臨床検査技師 副主任理学療法士 副主任作業療法士 副主任言語聴覚士 副主任歯科衛生士 副主任臨床工学技士 副主任精神保健福祉士 計	6 4 5 1 3 1 1 2 1 計			
4級	主任の職務	9	10.8%	主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任薬剤師 主任視能訓練士 主任作業療法士 計	3 2 2 1 1 計	9	10.8%	主任級
5級	1 科次長の職務 2 係長の職務	20	24.1%	次長 主幹 係長 主査理学療法士 計	3 6 8 3 計	20	24.1%	課係長級
6級	1 部次長の職務 2 科長の職務	4	4.8%	科長 計	4 計	4	4.8%	課長級
7級	部長の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	部長級
合計		83	100.0%					

医療職給料表（3）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0%	—	—	240	70.2%	一般職員
2級	看護師の職務	148	43.3%	計	148			
3級	副主任の職務	92	26.9%	主任看護師 副主任看護師 計	1 91 92	53	15.5%	主任級
4級	主任の職務	53	15.5%	主任看護師 計	53 53			
5級	1 副看護部長の職務 2 科長の職務 3 看護師長の職務	48	14.0%	副看護部長 科長 教務課長 教務主任 看護師長 係長 副主幹 副看護師長 主査看護師 計	3 4 1 1 19 1 1 14 4 48	48	14.0%	課係長級
6級	1 副院長の職務 2 看護部長の職務	1	0.3%	副院長 計	1 1	1	0.3%	次長級
合計		342	100.0%					

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な労務を行う職務	14	6.2%	業務士 調理員 用務員 計	2 6 6 14	225	100.0%	一般職員
2級	相当の技能又は経験を必要とする職務	38	16.9%	業務士(兼)運転手 調理員 用務員 計	3 27 8 38			
3級	相当高度の技能又は経験を必要とする職務	71	31.6%	主任業務指導員 主任技士 主任業務士 主任調理員 主任用務員 計	2 4 12 42 11 71			
4級	3級に規定する職務で、市長が特に必要と認めた職務	102	45.3%	主任業務指導員 主任技士 主任運転手 主任業務士 主任調理員 主任用務員 監理業務士 監理運転手 計	5 24 4 25 27 14 2 1 102			
合計		225	100.0%					

※再任用短時間職員を含む

企業職給料表（１）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階				
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階		
1級	定型的な業務を行う職務	10	11.9%	事務員	5	32	38.1%	一般職員		
				技術員	5					
				計	10					
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	22	26.2%	主事	12					
				技師	10					
				計	22					
3級	主任の職務	10	11.9%	主任	10	10	11.9%	主任級		
				計	10					
4級	係長の職務	3	3.6%	係長	3	3	3.6%	係長級		
				計	3					
5級	副課長の職務	19	22.6%	所長	1	19	22.6%	副課長級		
				専門員	3					
				副課長	3					
				副主幹	3					
				総括主査	9					
				計	19					
6級	課長の職務	18	21.4%	参事	1	18	21.4%	課長級		
				課長	3					
				総括専門員	2					
				主幹	12					
				計	18					
7級	部次長の職務	1	1.2%	次長	1	1	1.2%	次長級		
				計	1					
8級	部長の職務	1	1.2%	理事	1	1	1.2%	部長級		
				計	1					
合計		84	100.0%			※再任用短時間職員を含む				

企業職給料表（２）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	0	0.0%	計	0	2	100.0%	一般職員
2級	相当の技能又は経験を必要とする職務	1	50.0%	技士	1			
				計	1			
3級	相当高度の技能又は経験を必要とする職務	0	0.0%	計	0			
4級	3級に規定する職務で、市長が特に必要と認めた職務	1	50.0%	主任技士	1			
				計	1			
合計		2	100.0%					